

# 大野城市指定地域密着型サービス事業者等の指定に係る同意の基本方針

平成 29 年 8 月 4 日

29 大長介第 863 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 78 条の 2 第 4 項第 4 号及び第 115 条の 12 第 2 項第 4 号に規定する指定地域密着型サービス事業所の区域外指定に関する市町村長の同意（以下「同意」という。）に係る基本的な方針は下表のとおりとする。ただし、市長がこれらを行わないことが適当であると認めるときはこの限りではない。

## 1 同意をする基準

大野城市内の事業所を他市町村が指定する場合

（大野城市以外の被保険者が大野城市内の事業所の利用を希望する場合）

サービス種類	基準
認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護 認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型通所介護 介護予防小規模多機能型居宅介護 介護予防認知症対応型共同生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 看護小規模多機能型居宅介護 地域密着型通所介護	他の市町村が当該事業所を指定する方針が固まっている場合で、次の基準のいずれかを満たしていること。 （1）次に掲げる事項のいずれも満たしている場合。 ア 他の市町村の利用者の割合が当該事業所の契約者数の 2 割以内であること。（みなし指定による利用者を含む。） イ 他の市町村の利用者の住所が隣接市町村であること。 （2）市内に利用者を介護する家族、親族等又は、後見人がいる場合。 （3）虐待等のやむを得ない理由（※1）がある場合。 （4）他市町村住所地特例として大野城市に住民登録がある利用者が通所系の地域密着型サービスを利用する場合。 （5）地域密着型通所介護事業所と平成 28 年 3 月 31 日までに利用契約を行い、当該事業所において介護予防通所介護又は介護予防・日常生活支援総合事業

	による通所型サービス（介護保険施行規則第 140 条の 63 の 6 に該当するものに限る。次表において同じ。）を利用している利用者が要介護の認定を受け、引き続き当該事業所を利用する場合。
--	--

## 2 同意を依頼する基準

大野城市外の事業所を大野城市が指定する場合

（大野城市の被保険者が大野城市外の事業所の利用を希望する場合）

サービス種類	基準
認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護 認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型通所介護 介護予防小規模多機能型居宅介護 介護予防認知症対応型共同生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 看護小規模多機能型居宅介護 地域密着型通所介護	<p>他の市町村が当該事業所の指定について同意する方針が固まっている場合で、次の基準のいずれかを満たしていること。</p> <p>（1）当該事業所の所在地が隣接市町であり、大野城市内に所在する指定地域密着型事業所の定員に空きがない場合。</p> <p>（2）当該事業所所在地市町村に利用者介護する家族、親族等又は、後見人がいる場合。</p> <p>（3）虐待等のやむを得ない理由（※1）がある場合。</p> <p>（4）大野城市住所地特例として当該事業所所在地市町村に住居登録がある利用者が通所系の地域密着型サービスを利用する場合。</p> <p>（5）地域密着型通所介護事業所と平成 28 年 3 月 31 日までに利用契約を行い、当該事業所において介護予防通所介護又は介護予防・日常生活支援総合事業による通所型サービスを利用している利用者が要介護の認定を受け、引き続き当該事業所を利用する場合。</p>

### 3 同意指定（更新）申請に係る提出書類

	提出書類
同意指定（市外の地域密着型サービス事業所による、大野城市の被保険者の利用に係る指定）申請の場合	1 指定（更新）申請書 2 事業所の指定に係る記載事項（付表） 3 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 4 管理者の経歴書 5 誓約書（役員名簿） 6 運営規程 7 資産状況（決算報告書等） 8 地域密着型介護サービスの請求に関する事項
市外の地域密着型通所介護事業所で、既に同意指定により当該事業所を利用している被保険者がいる事業所が別の被保険者について新たに同意指定を申請する場合	1 地域密着型通所介護事業所継続利用に係る指定申請書

※1 やむを得ない理由としては、例えば以下のようなものを想定する。

- ① 虐待やDVの恐れ等により一時的に住民票を移さずに居住する際、認知症のため、（介護予防）認知症対応型共同生活介護に入居する必要がある場合。
- ② 利用者が住民登録をしていない市町村に在住する親族宅等に一時的に滞在する際、認知症のため、当該市町村の（介護予防）認知症対応型通所介護を利用する必要がある場合。
- ③ 市町村境界の近隣に居住していて、小規模多機能型居宅介護等の利用を希望しているが、現実的に利用可能な施設が隣接市町村の施設しかない場合。